

第 28 回

角田市農業委員会総会議事録

令和7年9月25日

第28回角田市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年9月25日(木) 午後4時00分～午後4時58分

2. 場 所 角田市役所 301会議室

3. 議事日程

- | | |
|------------|-------------------------|
| 第1 報告第53 | 合意解約について |
| 第2 報告第54 | 農地形質変更届出について |
| 第3 第138号議案 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 第4 第139号議案 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 第5 第140号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 第6 第141号議案 | 非農地証明願いについて |
| 第7 第142号議案 | 農用地利用集積等促進計画(案)について |

4. 出席委員 (13名)

1 番 阿部 實	2 番 笹森 裕市	4 番 阿部 和郎	5 番 加藤 隆
6 番 星 政広	7 番 加藤 久子	8 番 森 富夫	9 番 熊谷 繁寿
10 番 穴戸 明美	11 番 遠藤 信悦	12 番 堀米 一郎	13 番 佐藤進一郎
15 番 遠藤 裕一			

5. 欠席委員 (2名)

3 番 山本 重人 14 番 小丸 等

6. 説明等のための出席者 (4名)

農地利用最適化推進委員

牛澤 初雄

事務局

局長 加藤 満 主幹兼係 藤巻 和広 主査 齋藤 茜

7. 議事参与を制限された委員 (2名)

穴戸 明美	第142号議案	72番
遠藤 裕一	第142号議案	74番

議 事

議 長

ただいまから第28回角田市農業委員会総会を開会いたします。
本日は、3番山本重人委員、14番小丸 等委員から欠席の届出が
ございました。

本日の出席委員は、13名でございます。

(会長あいさつ)

(加藤局長より前回総会後から次回総会までの経過・予定報告)

議事に入る前に、議事録署名委員の指名ですけれども、私の方か
ら指名してよろしいですか。

(「はい」の声あり。)

それでは、議事録署名委員に1番阿部 實委員、2番笹森裕市委
員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは報告に入ります。

報告第53 合意解約について

農地法第18条第6項の規定による通知があったので下記のとおり
報告する。

令和7年9月25日報告 角田市農業委員会 会長 遠藤裕一

以後、年月日、報告者名及び提出者名の読み上げを省略いたしま
す。

事務局の説明をお願いします。

齋藤主査

(報告事項朗読説明)

議 長

説明は、終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、次に移ります。

議 長

報告第54 農地形質変更届出について

角田市農地形質変更届出指導要綱第4による農地形質変更届出書
の提出があったので下記のとおり報告する。

事務局の説明をお願いします。

藤巻係長

(報告事項朗読説明)

議 長

説明は、終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、議案の審議に入ります。

第138号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。

譲渡人 角田市 字 [] [] []

譲受人 角田市 字 [] [] []

外4件より、頭書の規定による所有権移転及び使用貸借権設定の許
可申請があったので許可、不許可を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

齋藤主査
議長

(議案事項朗読説明)

説明が終わりました。現地確認をいただいております。

1番を事務局、2番、3番を牛澤初雄農地利用最適化推進委員、4番、5番を事務局から願います。

まず、1番について願います。

齋藤主査

はい。1番の現地調査の内容について報告いたします。

確認日は、9月18日の午後2時頃に佐藤利夫農地利用最適化推進委員にいただきました。

場所は、 から東に150mほど進んだ場所にある農地になります。現況は、田んぼで耕作されております。

当該地は、道路工事に係る用地買収の残地であり、隣接する農地の所有者に贈与するものになります。

地域との調和要件について、特に支障ありませんので、権利取得にあたって、問題ないものと思われま。

以上です。

議長

はい。ご苦労さまでした。

それでは、2番、3番を牛澤初雄農地利用最適化推進委員から願います。

牛澤初雄
推進委員

2番については、 から西へ約300m行った農地でありまして、田んぼとして耕作されておりました。

譲受人も専業農家として米作りを専門にやっていますので、特に問題はないと思われま。

3番については、 の北の方になりまして、この場所は、以前、梨栽培がされておりましたが、所有者が亡くなりまして、子供が草刈りはやっていたんですが、年をとって大変だということで、隣地の方に売買したという経緯になります。特に問題はないのかなと思われま。

以上になります。よろしく願います。

議長

はい。ご苦労様でした。

続きまして、4番、5番を事務局から願います。

齋藤主査

はい。4番の現地調査の内容について報告いたします。

確認日は、9月17日の午後4時半頃、現地確認を今野林一郎農地利用最適化推進委員にいただきました。

場所は、 から に400m程進んだところを東に曲り180mほど進んだ農地になります。

現況は畑ではありますが、現在は、作付けされておらず、草刈り等の管理はされているようです。

今回、土地を取得する方は隣地の方でありまして、地域との調和要件については特に支障ないと思われまので、権利取得にあたって問題ないと思われま。

続きまして、5番です。

こちらは、17筆と筆数が多いですが、現地調査の確認日は、9月25日の午前9時頃に現地確認を佐藤裕貴農地利用最適化推進委員にしていただきました。大きく分けて、大体2つのエリアに分かれているんですけども、当該地は、梨が作付されており、草刈り等も含め、大変綺麗に管理されているとのことでした。

使用貸借権の設定になりますが、相手方は息子さんになっていて、6年くらい前から一緒に作業を行っているということです。

地域との調和要件について、特に支障ないと思われまますので、権利取得にあたっては問題ないと思われまます。以上です。

議 長

はい。ご苦労様でした。

現地確認の報告が終わりました。

質疑に入ります。

何かご質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようございませますので、お諮りいたします。

許可することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第138号議案について、許可することに決定いたしました。

議 長

それでは次に移ります。

第139号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

申請人

より、頭書の規定による転用許可申請があつたので許可、不許可の意見を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

藤 巻 係 長

(議案事項朗読説明)

議 長

現地確認を事務局でしておりますので、報告方お願いいたします。

藤 巻 係 長

現地確認の報告をします。

9月22日の午後3時10分頃、藤巻が確認いたしました。

場所は、 の西側の田になります。

転用して の貸駐車場というふうなことになります。

こちら1枚の田があるんですけども、その内の一部の700㎡を盛土規制法の適用にならない程度で盛り土をして駐車スペースにしたいということです。

残りの部分については、今までのとおり、耕作するというのでした。

特に問題はないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

現地確認の報告が終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第139号議案について、許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することに決定いたしました。

議 長

それでは次に移ります。

続きまして、第140号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

譲渡人 角田市 字

譲受人

外5件より、頭書の規定による所有権移転及び使用貸借権設定の許可申請があったので許可、不許可の意見を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

藤 卷 係 長
議 長

(議案事項朗読説明)

現地確認をいただいております。

1番を事務局、2番を熊谷繁寿委員、3番を森 富夫委員、4番を阿部 實委員、5番を堀米一郎をお願いいたします。

まず、1番を事務局からお願いいたします。

藤 卷 係 長

はい。それでは報告させていただきます。

9月22日の午後2時10分頃、藤卷が確認しました。

場所は、 から東へ直線距離にして300mくらい離れた田になりまして、転用目的は、個人住宅の敷地になります。

申請地の隣接地は、宅地でありまして、周囲に与える影響はないというふうに判断いたしました。所有者の息子さんが戻って来て、こちらの方に家を建てるということです。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

はい。ご苦労様でした。

それでは、2番を熊谷繁寿委員からお願いいたします。

熊 谷 繁 寿
委 員

はい。2番について報告します。

8月22日の11時過ぎ頃より確認しております。

確認者は、加藤局長、藤卷係長、星 政広委員、加藤久子委員、私と、 から2名の合計7名で確認しております。

場所は、 の入口の西側になります。

ということで、田2筆を平らにするため、盛り土をするそうですが、周りの排水も整備されており、問題はないと思われま
す。以上です。

議 長

はい。ご苦労様でした。

森 富 夫
委 員

それでは、3番を森 富夫委員にお願いいたします。

はい。3番について御報告いたします。

9月22日の午前9時45分頃、全体調査委員の星 政広委員、加藤久子委員、齋藤巧一農地利用最適化推進委員、それから事務局から加藤局長、藤巻係長、 の方1名と私の7名で確認してきました。

場所は、 から南へ300mぐらい行った の西になります。

現状は、管理はされている畑で、草刈り等も実施し、道路側の草刈りもお願いしますということで提案させていただいて、今後対応するということになりました。雨水等については、現状問題ないと判断しております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

阿 部 實
委 員

それでは4番を阿部 實委員にお願いいたします。

9月22日の午前10時20分頃から、全体調査委員の星 政広委員、加藤久子委員、事務局から加藤局長、藤巻係長、それから私と渡邊菊男農地利用最適化推進委員、行政書士の7人で確認しました。

場所は、 を渡って、 を北に向かって100m行った を崩したところです。

他に農地もないので何の異常もないと見てまいりましたので、皆さんのご審議をお願いします。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

堀 米 一 郎
委 員

それでは5番を堀米一郎委員にお願いいたします。

それでは、5番につきまして報告させていただきます。

調査日は、9月22日の午前11時頃でした。

全体調査委員の星 政広委員、加藤久子委員、事務局から加藤局長、藤巻係長、それから私と佐藤昭典農地利用最適化推進委員と、山林の伐採者と確認いたしました。

場所は、 から西の方に1kmぐらい行ったところです。

現状は、田にはなっていますが、作付けはされておらず、若干草が生えている状況でございました。

実際、何も周りに問題があるようなものもございませんし、伐採した材木を運ぶのには、何ら支障はないのかなというふうに見てまいりました。

議 長

よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

現地確認の報告は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することでご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第140号議案について、許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することに決定いたしました。

議 長

それでは次に移ります。

続きまして、第141号議案 非農地証明願いについて を議題といたします。

願出人 角田市 字

外1件より、非農地証明願いの提出があったので、その適否を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

藤 卷 係 長
議 長

(議案事項朗読説明)

現地確認をいただいております。

1番の島田分を事務局、尾山分を森 富夫委員をお願いいたします。2番は、私の方から報告いたします。

それでは、1番から願います。

藤 卷 係 長

はい。9月22日の午前9時半頃、山本重人委員、笠松英明農地利用最適化推進委員、全体調査委員の星 政広委員、加藤久子委員、加藤局長と私で確認いたしました。

場所は、 から北へ直線距離にして、約800m離れた畑になります。

道路から確認しましたが、申請地は山林化しておりまして、耕作されておりません。

この案件は、非農地として問題がないと思われま

森 富 夫 員
委 員

はい。9月22日の午前10時頃、全体調査委員の星 政広委員、加藤久子委員、齋藤巧一農地利用最適化推進委員、加藤局長、藤卷係長、私の6名で確認しました。

場所は、 より南に200m弱ぐらいですかね、 の西側になっています。現状は、山林化しておりますので、申請通り問題ないと見てきました。ご審議をお願いします。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

それでは、2番につきましては、私の方から報告させていただきます。

全体調査委員の星 政広委員、加藤久子委員、それから事務局の加藤局長、藤卷係長、それと私と佐藤昭典農地利用最適化推進委員の6名で現地を確認してまいりました。

場所は、 を の方に向かっていただきまして、公民館の西側の方に林道がございますので、その林道を300mぐらい上って行ったところになります。

もう山になっていまして、現在、杉を伐採しておりまして、切り株だけが残っているというような状況でございました。

もう畑として耕作できる状況ではございません。完全に山でございますので、何ら問題はないのかなというふうに思っていました。ご審議のほどお願いいたします。

議長

現地確認の報告が終わりました。

質疑に入ります。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

適当と決定することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第141号議案について、適当と決定いたしました。

議長

次に移ります。第142号議案 農用地利用集積等促進計画(案)について を議題といたします。

利用権の設定をする者 角田市 〇〇 字 〇〇 〇〇

利用権の設定を受ける者 角田市 〇〇 字 〇〇 〇〇

外73件に係る農用地利用集積等促進計画について、令和7年9月18日付けで角田市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたので、適否を回答するものとする。

なお、関係者がおりますので、72番、74番を除いて事務局の説明をお願いします。

齋藤主査
議長

(議案事項朗読説明)

関係者以外の説明は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第142号議案については、関係者分を除いて適当と決定いたしました。

それでは、宍戸明美委員の退室を求めます。

事務局の説明をお願いします。

齋藤主査
議長

(議案事項朗読説明)

説明は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第142号議案の内、72番について適当と決定いたしました。

宍戸明美委員、入室をお願いいたします。

次の案件は、私に関係する案件でございますので退室いたします。議長を阿部 實職務代理者をお願いいたします。

阿部 實
職務代理者
齋藤 主査
阿部 實
職務代理者

それでは、74番について審議します。

事務局の説明をお願いします。

(議案事項朗読説明)

説明は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第142号議案の内、74番について適当と決定いたしました。

会長、入室をお願いいたします。

議 長

以上をもちまして、上程されました議案は全て終わりました。

その他に入ります。

事務局からお願いいたします。

加藤 局長

(法令順守の申し合わせ、第10回宮城県農業委員会大会、農業委員会親睦会研修会について説明)

議 長

はい。ありがとうございました。

皆さんの方から何かありませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、それでは、総会の一切を終了したいと思います。

閉会の挨拶を、阿部 實職務代理者からお願いします。

阿部實職務
代 理 者

(職務代理者あいさつ)

午後4時58分終了

角田市農業委員会会議規則第30条第3項に規定に基づき、ここに署名する。

令和7年9月25日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

